

# 市からの 連絡帳

## 届け出・税・年金

### 西東京市民カードは破損などの理由で交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が弱く割れやすくなっています。このカードをお持ちの方は引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)・出張所へお持ちください。

**持** ●対象の西東京市民カード  
●来庁者の本人確認書類(運転免許証・旅券・健康保険証<sup>※</sup>)  
※代理人による申請は、委任状が必要  
※カード表面の8桁の番号が判別できない場合は、お問い合わせください。

市内7カ所に設置している住民票等自動交付機は、令和2年8月31日をもって廃止となります。

▶市民課 田無 042-460-9820  
保谷 042-438-4020

### 認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

**要件** ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成31年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和2年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

**減額範囲** 居住部分の床面積120㎡<sup>まで</sup>  
**減額期間**

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

**必要書類** ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長

期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(建築指導課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

**田**市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。

▶認定長期優良住宅について…

建築指導課 保谷 042-438-4017

▶認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…

資産税課 田無 042-460-9830

### 家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

対象期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和2年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

**対**1月2日～令和2年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋  
**調査内容** 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井<sup>など</sup>)・住宅設備(風呂・トイレ<sup>など</sup>)を調査します。  
※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

**調査日時** 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら下記までご連絡ください。

▶資産税課 田無 042-460-9830

## 福祉

### 「介護保険と高齢者福祉の手引き」改訂版を発行

**内**介護保険サービスや高齢者福祉サービス利用のための情報を掲載

**配布場所** 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)・出張所・地域包括支援センター

▶高齢者支援課 保谷 042-438-4032

### 介護職員初任者研修課程の受講料を助成

介護職員の育成・質の高い介護保険サービスの提供を目的として、介護職

員初任者研修課程の受講料を助成します。

**助成対象** 研修に係る受講料・教材費などを助成

**対象者** 平成31年4月1日以降に開講された介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた方であって、次のいずれかに該当する方  
●在住であり、市内の介護保険サービス事業所に介護職員として就業する見込みである ●市内の介護サービス事業所に従事している介護職員である

**田**令和2年3月31日までに、「介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書」に必要な書類を添えて下記へ

※詳細は、市 田無 または下記へ

▶高齢者支援課 保谷 042-438-4028

## 子育て

### ひとり親家庭の就業支援を行います

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんを対象に就職、転職、資格取得などの支援をします。また、児童扶養手当を受給されている方で自立・就労に意欲のある方には、面接の上自立のためのプログラムを策定することができます。相談された方の意向に沿って、継続的にお手伝いします。

**面接日時** (月)・(火)・(水)・(金)午前10時～午後4時(8月10日(土)午前9時～午前11時30分・27日(火)午後5時～午後7時30分は時間外で就業相談を行います)

**対**生活保護を受給していない方  
※面接は予約優先。詳細はお問い合わせください。

▶子育て支援課 田無 042-460-9840

### 乳・子医療証の現況届について

現在(乳)・(子)医療証をお持ちで、次のいずれかに該当する申請者へ「現況届」を送付します。必要書類を添えて提出してください。

**対** ●今年度の課税状況が公簿で確認できない(1月2日以降の転入者・未申告者<sup>など</sup>) ●市外に住民登録がある ●過年度未提出

**場** ●窓口:子育て支援課(田無庁舎1階) ●回収ポスト:市民課(保谷庁舎1階)・出張所

**提出期限** 8月19日(月)

※申請時の届出事項(加入保険<sup>など</sup>)に変更があり、変更届を未提出の方は早めにお手続きください(出張所では受付不可)。

▶子育て支援課 田無 042-460-9840

## 保谷庁舎敷地活用に関するお知らせ 説明会および意見交換会を実施

平成28年12月に決定した「庁舎統合方針」に基づき、保谷庁舎は令和2年度中に取り壊す予定です。

保谷庁舎を取り壊した後の敷地については、民間事業者への貸付など、官民連携事業による暫定的な敷地活用の検討を進めたいと考えており、敷地活用に求める機能などの基本的な考え方を取りまとめた「保谷庁舎敷地活用基本方針(案)」を作成しました。

この方針の内容をご説明するとともに、敷地活用に関する市民の皆さんのご意見を伺う機会として、説明会および意見交換会を実施します。

**時・場** 下表参照

**内**保谷庁舎敷地活用基本方針(案)の説明・意見交換・アンケートの実施

▶企画政策課 田無 042-460-9800

### 説明会および意見交換会

日時		場所
8月7日(水)	午後6時30分～8時30分	防災センター
10日(土)	午前9時30分～11時30分	
	午後1時30分～3時30分	

※各回、同内容

## 国民健康保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

認定証の有効期限は7月31日(水)です。既にお持ちの方も申請が必要です。  
**場** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

**持** ●来庁者の本人確認書類 ●認定証を作る方の保険証

●認め印  
●マイナンバーの分かる書類  
**認定証とは**

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が左記

認定証を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額に抑えられます。支払った医療費が限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日送付します。

**70～74歳の方は**  
所得区分によっては、高齢受給者証が認定証の役割を兼ねています。認定証の申請が必要かどうかについては、下記までお問い合わせください。  
▶保険年金課 田無 042-460-9821

## 後期高齢者医療保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

認定証の有効期限は7月31日(水)です。現在、認定証をお持ちで、8月1日(木)から下記に該当する方には、更新した認定証を7月下旬に郵送します。

**限度額適用認定証の対象の方**  
被保険者証の一部負担金の割合が3割負担で、後期高齢者医療制度に加入している同じ世帯の最も高い住民税課税所得者が次のいずれかに該当する方  
**①現役並み所得 I**…課税所得145万円

以上380万円未満の世帯の方  
**②現役並み所得 II**…課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方  
※認定証を入院・外来時に提示することで医療機関の保険適用負担額が限度額までとなります。

**限度額適用・標準負担額減額認定証の対象の方**  
被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で次のいずれかに該当する方

**③区分 I**…住民税非課税世帯であり、世帯員全員が年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)、または老齢福祉年金を受給している方

**④区分 II**…住民税非課税世帯であり、③に該当しない方  
※認定証を持っておらず、①～④に該当する方は要申請(認定証を入院・外来時に提示することで医療機関の保険適用負担額が限度額までとなり、③・④

に関しては食事代が減額されます)  
**問**制度について…東京いきいきネット 田無 または東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター 0570-086-519(PHS・IP電話)から 03-3222-4496  
※平日午前9時～午後5時  
▶保険年金課 田無 042-460-9823